

前橋市工事現場における施工体制等の立入調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱（以下「適正化に関する要綱」とする。）第6条第3項の規定に基づく立入調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査を行う建設工事の選定)

第2条 調査を行う建設工事は、請負金額が130万円を超える施工中のものの中から、契約監理課長が無作為に選定し、調書を作成するものとする。

(調査の時期)

第3条 調査の実施時期は、契約監理課長が指定するものとする。

(調査の内容)

第4条 調査は、適正化に関する要綱の第3条、第4条及び第6条第1項に掲げる事項について行うものとする。

(調査の方法)

第5条 調査は2人以上の職員で、施工体制等立入調査リスト（様式第1号）を用いて行うものとする。

(調査の結果の報告)

第6条 前条の規定により調査を行った職員（以下「調査者」という。）は、第2条で作成した調書により、調査の結果を速やかに契約監理課長に報告しなければならない。

(是正の指導)

第7条 契約監理課長は、前条の規定による報告により、施工体制等に係る不適正な事項の指摘があったときは、当該指摘事項について、施工体制等指導書（様式第2号）により、当該工事を担当する課又は所の長（以下「工事担当課長等」という。）に通知するものとする。

2 工事担当課長等は、前項の規定による通知があったときは、受注者に対し当該指摘内容の是正を求め、その状況を確認し契約監理課長に是正結果報告書（様式第2号）により報告するものとする。

なお、この場合「適正化に関する要綱」第9条に規定する施工体制是正指導報告書の提出は要しないものとする。

第8条 この要領に定めるもののほか立入調査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

2 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

3 この要領は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

5 この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

6 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

7 この要領は、平成31年4月10日から施行する。